

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月五日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年佐賀県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「名刺版無台紙の」を削る。

第十一条中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

様式第一号中

| | |
|---|----------------------|
| 1 | 製菓衛生師法第5条第1号に該当 |
| 2 | 製菓衛生師法第5条第2号に該当 |
| 3 | 製菓衛生師法附則第2項に該当 |
| | 有（菓子製造技能士 1級・2級） ・ 無 |

を

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 製菓衛生師法第5条第1号に該当 | 写真ちよう付欄 ・縦5cm×横4cm ・出願前6月以内のもの ・正面、上半身、脱帽 |
| 2 | 製菓衛生師法第5条第2号に該当 | |
| 3 | 製菓衛生師法附則第2項に該当 | |
| | 有（菓子製造技能士 1級・2級） 無 | |

に改め、同様式の

注の1中(3)を削り、(4)を(3)とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。